

2016年12月 5日

愛知県議会議長 様

自衛隊に「駆け付け警護」など新任務を付与せず、
南スーダンからの撤退を求める意見書の提出
を求める請願

請願者 安保破壊愛知県実行委員会
代表委員 樽松 佐一

紹介議員 わしの 恵子
下奥 奈歩

政府は、11月からの南スーダンPKOへの陸上自衛隊派遣部隊に付与する新任務として、「駆けつけ警護」と「宿营地共同防護」を具体化し、任務遂行のための武器使用を拡大しようとしています。安全保障関連法という名の戦争法を発動し、自衛隊に新任務を加えれば、憲法が禁じる海外での武力行使に踏み切ることになり、自衛隊が「殺し、殺される」初めてのケースになる危険性が極めて高くなります。

JICA(独立行政法人 国際協力機構)は、「南スーダンの首都ジュバにおいて、7月7日(南スーダン現地時間)から治安状況が著しく悪化しました。当機構は、在南スーダン日本大使館を始め、日本政府と緊密に連絡をとりつつ、当機構関係者の安全を最優先に考慮し、本日13日13:50(日本時間19:50)、手配したチャーター機により、当機構関係者等93名をジュバから退避させました」と発表しています。

そもそも、「駆けつけ警護」「宿营地共同防護」とされる新任務自体が、紛争や攻撃されることを前提とした任務ではないでしょうか。南スーダンは、マスコミ報道でも明らかのように、紛争状態にあり、自衛隊派遣の前提が崩壊しています。

時事通信の8月の世論調査では、安全保障関連法成立により、日本が海外の紛争に巻き込まれる危険が「高まったと思う」との回答は、55.9%に上っています。

平和主義をうたう日本国憲法を持つ日本が今すべきことは、「駆けつけ警護」などの新任務の付与ではありません。安全保障関連法の発動ではなく、自衛隊の南スーダンからの撤退こそ求められます。

そこで、内閣に対し、自衛隊の南スーダンからの撤退などを求める意見書を提出することを請願します。

【請願項目】

一、「自衛隊に「駆け付け警護」など新任務を付与せず、南スーダンからの撤退を求める意見書」を提出すること。